

調査の種類	地区番号	所在地	カドミウム	鉛	砒素	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン		トランス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ペンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	
												エチレン	エチレン													
汚染井戸周辺地区調査	2508	福知山市		0.005																						
	4834	和束町	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002					<0.1
	4834	和束町	<0.0003	<0.005	<0.005																<0.002					<0.1
	6340	長岡京市						< 0.0002		< 0.01	0.009	0.007	< 0.002				0.001	< 0.001								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	0.012	0.010	< 0.002					0.007	< 0.001								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002					< 0.001	< 0.001								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002					< 0.001	< 0.001								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002					0.002	0.003								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	< 0.004	< 0.002	< 0.002					0.001	< 0.001								
	6340	長岡京市					< 0.0002		< 0.01	0.004	0.002	< 0.002					< 0.001	< 0.001								

(注1) 単位はmg/Lである。

(注2) クロロエチレンは、平成28年3月29日付け環境省告示第31号に基づき、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。